

無断転載・複写等を禁じます



令和 8 年度税制改正大綱で 中小企業が受ける影響と対応策

資料作成：税理士 鈴木 涼介

目次

■ 1. はじめに	2
■ 2. 令和 8 年度税制改正大綱の特徴	2
■ 3. 項目別解説	3
■ 4. おわりに	12

令和8年度税制改正大綱で 中小企業が受ける影響と対応策

■ 1. はじめに

令和8年度税制改正大綱では、前年度改正に引き続き、基礎控除や給与所得控除の改正が行われることとなっており、今後の年末調整作業に大きく影響を与えるものといえます。また、インボイス制度に関する改正も行われる予定です。

そこで本稿では、令和8年度税制改正大綱について、中小企業に大きな影響を与える項目を中心に解説します。なお、令和8年度税制改正大綱の内容は、令和8年3月末頃まで通常国会において審議され、同国会で税制改正法案が成立することにより確定することから、本稿の内容はあくまでも改正案となりますのでご留意ください。

■ 2. 令和8年度税制改正大綱の特徴

令和8年度税制改正大綱は、自由民主党と日本維新の会による新たな連立の枠組みの下で作られたものです。そして、「経済あっての財政」の方針に基づき、「税制を通じて何を達成するべきか」という問いに答え、また、「財政に対する信認」も確保する等、税制面でこうした考えの実現に向けた大きな一歩を踏み出したものとされています。

とりわけ、「物価高への対応」については、令和7年度税制改正に引き続き、大きな改正が行われる予定です。物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税の非課税限度額など、暮らしに関わる分野を中心に税制上の基準額の見直しなどを行い、物価高に対応しています。

また、昨今の税制改正で中小企業に大きな影響を与えた「インボイス制度」について、その定着に向けた対応として、一定の経過措置を設けることとされています。

■ 3. 項目別解説

(1) 基礎控除・給与所得控除等の見直し

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

基礎控除額や給与所得控除額が定額であることにより、物価が上昇すると控除額の実質的な価値が減少し、実質的に税負担が増加することから、今後、次のような基本的考え方に基づいて、基礎控除等を適時に見直すこととされています。

- (ア) 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整する。
- (イ) 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- (ウ) 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

② 基礎控除の引上げ

上記①の考え方に基づき、令和8年分及び令和9年分の基礎控除の本則部分については、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、現行58万円（合計所得金額が2,350万円以下である個人）が62万円に引き上げられます。

この結果、基礎控除の本則部分は以下のとおりとなります。

合計所得金額	控除額
	令和8年分・9年分
2,350万円以下	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

上記改正は、令和8年分以後の所得税について適用されますが、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべきものについて適用されます。

なお、この改正は所得税に関するものであり、個人住民税の基礎控除額について現時点では改正されない方向となっています。

③ 基礎控除の特例の引上げ

令和7年度税制改正において恒久的な措置として措置された基礎控除の特例について、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを

基本としています。その上で、令和8年度税制改正では、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮して、課税最低限を三党合意（自由民主党・公明党・国民民主党）の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げることとされています。

具体的には、基礎控除の特例による加算額は以下のとおりとなります。

合計所得金額	加算額	
	令和8年分・9年分	令和10年分以後
132万円以下	42万円	37万円
132万円超 336万円以下	42万円	0円
336万円超 489万円以下	42万円	0円
489万円超 655万円以下	5万円	0円

したがって、基礎控除の額は、以下のとおり、基礎控除の額（最高62万円）と、基礎控除の特例との合計額となります。

合計所得金額	令和8年分・9年分
132万円以下	104万円（62万+42万）
132万円超 336万円以下	104万円（62万+42万）
336万円超 489万円以下	104万円（62万+42万）
489万円超 655万円以下	67万円（62万+5万）
655万円超 2,350万円以下	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

※令和10年分以後の基礎控除の本則部分は、令和8年及び令和9年の消費者物価指数（総合）の上昇率によって金額が改正される予定です。

④ 給与所得控除の最低保障額の引上げ

上記①の考え方に基づき、令和8年分及び令和9年分の給与所得控除の最低保障額については、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、現行65万円が69万円に引き上げられます。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されますが、給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正は令和9年1月1日以後に支払うべきものについて適用されます。

なお、個人住民税における給与所得控除の最低保障額も同様の改正が行われます。

⑤ 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

令和8年分及び令和9年分における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例が創設されます。この特例は年末調整において適用できることとされています。

なお、個人住民税においても、令和9年度分及び令和10年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について5万円引き上げられます。

したがって、給与所得控除の最低保障額は、以下のとおり、給与所得控除の最低保障額（69万円）と、その特例との合計額となります。

給与収入の金額	給与所得控除額
	令和8年分及び令和9年分
162万5,000円以下	
162万5,000円超180万円以下	
180万円超190万円以下	74万円（69万+5万）
190万円超220万円以下	

⑥ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件等の見直し

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（現行58万円以下）に引き上げられます。また、ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下（現行58万円以下）、勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下（現行85万円以下）に引き上げられます。その他、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（現行65万円）に引き上げられます。

これらの改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。個人住民税についても同様の改正があり、令和9年度分以後から適用されます。

⑦ ひとり親控除の見直し

ひとり親控除について、控除額が38万円（現行35万円）に引き上げられます。

この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。

なお、個人住民税についても、控除額が33万円（現行30万円）に引き上げられ、令和9年度分以後から適用されます。

これらの改正案について、実務上の留意事項としては、令和7年度税制改正の内容と混同しないことです。例えば、基礎控除の特例による加算でいうと、令和7年度税制改正における令和9年分の加算は「合計所得金額132万円以下」のみでしたが、今回の令和8年度税制改正大綱に

おける令和9年分の加算は「合計所得金額655万円以下」まで拡充されています。このように、令和8年分や令和9年分において、基礎控除の額が令和7年度税制改正から大幅に変更になる方向であるため注意が必要です。

その他も、例えば、令和7年度税制改正において、扶養親族等の合計所得金額要件が58万円以下に引き上げられたことから、令和8年分扶養控除等申告書においては、その要件に従って扶養親族等を記載しています。しかし、令和8年度税制改正大綱において、扶養親族等の合計所得金額要件が62万円以下に引き上げられ、令和8年分以後の所得税から適用される予定であることから、令和8年分年末調整等で従業員に情報の周知を徹底することが求められると思われます（令和8年度税制改正大綱では「令和8年分以後の所得税」から適用されると明記されており、既に行っている月々の源泉徴収にどのような影響が出るか明確ではないため、今後、国税庁などから公表される情報をしっかりと確認する必要があります。）。

（2）年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の延長等

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せする措置が講じられていますが、この措置について、適用期限が1年延長されるとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることが明確化されます。

この改正案について、実務上の留意事項としては、令和7年度税制改正では「令和8年分のみ」の限定期的な措置だったのが、「令和9年分」も適用できるようになったことです。また、扶養親族の有無は、上記（1）で示したとおり、合計所得金額要件が改正される方向であるため、注意が必要です。

（3）マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額等の基準額の見直し

① マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の見直し

通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当について、通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が以下のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道 55 km以上	38,700 円	片道 55 km以上 65 km未満	38,700 円
		片道 65 km以上 75 km未満	45,700 円
		片道 75 km以上 85 km未満	52,700 円
		片道 85 km以上 95 km未満	59,600 円
		片道 95 km以上	66,400 円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（5,000円を上限とする。）を加算した金額とされます。

② 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益の非課税限度額等の見直し

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円（現行月額3,500円）に引き上げられます。

また、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下（現行300円以下）に引き上げられます。

これらの改正案について、実務上の留意事項としては、マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額について、令和7年11月20日付けで法令が改正され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について金額が引き上げられましたが、令和8年度税制改正大綱でさらに改正が行われる方向であるという点です。月々の源泉徴収や年末調整で影響してくるため注意してください。

また、昨今、従業員への福利厚生を充実させる企業が増加していますが、食事の支給により受ける経済的利益についても、金額の引き上げが行われる予定であることから、福利厚生の更なる充実を図りたい企業にとっては、改正案が国会で成立した際には見直しを行っても良いのではないでしょうか。

（4）中小企業技術基盤強化税制の見直し

現在、中小企業者等が、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができ

る「中小企業技術基盤強化税制」が設けられています。

この中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しが行われます。

- ① 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。
- ③ 控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとされます。

これらの改正は、所得税についても同様です。

これらの改正案について、実務上の留意事項としては、3年間の繰越しができるようになった点です。令和8年度税制改正大綱には、まだ詳細は記載されていませんが、通常、税額控除制度において、控除しきれない金額を繰り越す際は、法人税申告書に繰越額などを記載する別表（明細書）を添付する必要があることから、この中小企業技術基盤強化税制における繰越控除も同様の形になると考えられます。そのため、改正案が成立した際は、繰越のための手続等を確認する必要があります。

(5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

現在、中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産（以下「少額減価償却資産」といいます。）を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）することができます。これについて、対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満に引き上げられます。

また、対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人が除外されます。

そして、この特例の適用期限が3年間延長されます。

これらの改正は、所得税についても同様です。

この改正案について、実務上の留意事項としては、損金の額に算入できる年間の限度額がいくらかという点です。現行法においては、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となっています。この年

間の限度額について、令和8年度税制改正大綱では触れられていないことから、取得価額が40万円未満に引き上げられても、一事業年度において損金の額に算入できる金額は300万円のままである可能性があります。この点は、今後の改正案の動向に注意が必要です。

(6) 賃上げ促進税制の見直し

現在、従業員等の給与や賞与を増加（賃上げ）させた場合において、一定の要件に該当するときは、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる「賃上げ促進税制」が設けられています。この賃上げ促進税制について、以下の見直しが行われます。

まず、全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されます。

また、中堅企業向けの措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われます。

- ① 原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（現行3%以上）である場合とされます。
- ② 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%（その増加割合が6%以上である場合には、15%）を加算する措置とされます。
- ③ 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

そして、中小企業向けの措置は、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されます。

これらの改正は、所得税についても同様です。

この改正案について、実務上の留意事項としては、適用期限及び教育訓練費の取扱いです。中小企業向けの賃上げ促進税制は、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度で適用がありますが、教育訓練費に係る上乗せ措置は、令和8年度税制改正大綱で廃止の方向性が示されています。そのため、賃上げ促進の適用を前提に、令和8年4月1日以後に教育訓練費を増加させても、教育訓練費に係る上乗せ措置が適用されない可能性があるため注意が必要です。

(7) 中小企業向け設備投資関係の優遇措置の見直し

- ① 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件が、「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とされます（所得税についても同様です。）。

② 中小企業経営強化税制の見直し

中小企業経営強化税制における工具及び器具備品の取得価額要件が40万円以上（現行30万円以上）に引き上げられます（所得税についても同様です。）。

これらの改正案について、実務上の留意事項としては、取得価額要件が引き上げられていることから、現行法の水準で設備投資を行うと、これらの優遇税制は適用できない可能性があるという点です。これらの優遇税制の適用を前提に、新年度の設備投資計画を作成している場合は、今一度、見直しが必要になると考えられます。

（8）適格請求書等保存方式（インボイス）に係る経過措置の見直し

① 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

現在、インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になったものは、課税標準額に対する消費税額（売上げに係る消費税額）から、その消費税額に8割を乗じた額を控除した額を消費税の納税額とすることができる、いわゆる「2割特例」が設けられています。

これについて、「個人事業者である適格請求書発行事業者」の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

適格請求書発行事業者が上記3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記することになります。

また、上記3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地の所轄

税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとされます。

② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、適格請求書等（インボイス）の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんが、一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

現在の控除可能割合は以下のとおりです。

期間	控除可能割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

これについて、控除可能割合が以下のとおりとなります。

期間	控除可能割合
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	仕入税額相当額の 70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	仕入税額相当額の 30%

また、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされます。

この改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

この改正案について、実務上の留意事項としては、適用対象者及び納

税額の有利不利の判断、経理担当者への周知及び会計ソフトのバージョンアップです。

まず、適用対象者ですが、上記3割特例は「小規模個人事業者」となっているため、法人については適用がありません。

納税額の有利不利の判断ですが、上記3割特例は、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割にできるというものです。例えば、簡易課税制度を適用する場合において、みなし仕入れ率が80%以上であるならば、3割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利であるということになります。また、原則課税において、多額の設備投資がある場合にも、仕入税額控除が多額になる結果、3割特例よりも納税額が少なくなる可能性があります。したがって、3割特例を適用した方が良いのか、簡易課税又は原則課税を適用した方がよいのかの判断が求められます。

経理担当者への周知ですが、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、控除可能割合が現行の経過措置と異なることから、改正案が国会で成立した場合には経理担当者にしっかりと周知する必要があります。

また、控除可能割合が改正された場合、会計ソフトも改正に対応したバージョンである必要があります。そのため、お使いの会計ソフトのバージョンアップ情報を確認し、適切な時期にバージョンアップを行う必要があります。

■ 4. おわりに

令和8年度税制改正大綱においては、従業員の年末調整に大きな影響がある基礎控除や給与所得控除の改正項目が盛り込まれるとともに、インボイス制度の新たな経過措置への対応や、設備投資に関する要件の変更など、経営判断や事務作業に影響を及ぼす改正項目も数多く盛り込まれています。

経営者や実務担当者の皆様は、今後の動向を注視しつつ、税制改正法案が成立した場合には速やかにご対応いただき、今後の企業経営や源泉徴収・年末調整作業などが円滑に進められるよう計画的に進めていただくことが重要です。

【著者プロフィール】鈴木 涼介（すずき りょうすけ）

元個人情報保護委員会事務局上席政策調査員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会訴訟部門委員、日本税法学会会員、租税訴訟学会会員、平成18年 税理士登録、平成22年日税研究賞受賞（日本税理士会連合会、公益財団法人日本税務研究センター共催）、平成26年鈴木涼介税理士事務所開設、同年3月に特定個人情報保護委員会（現 個人情報保護委員会）事務局上席政策調査員に任用され、平成29年3月に任期満了により退任。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局